

出席停止になる感染症一覧

以下の感染症に感染すると、出席停止となります。登校の際は治癒証明書又は登校届が必要となります。どちらが必要か確認していただき、登校の初日には必ず学校に提出してください。



治癒証明書が必要な感染症

感染症名	出席停止の基準	必要書類
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶたになること）するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱・プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
風しん	発しんが消失するまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	

※上記以外にも出席停止となる感染症があります。ご不明な点は養護教諭までお問い合わせください。

登校届が必要な感染症（必ず医師の診断を受けてください）

感染症名	登校のめやす	必要書類
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日が経過するまで	<p>登校届 (保護者が記入)</p>
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
带状疱疹	すべての発しんが痂皮化するまで	

※上記以外にも出席停止となる感染症があります。ご不明な点は養護教諭までお問い合わせください。

出席停止期間の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として数える。

例 「解熱した後2日が経過するまで」の場合

